

令和 6 年 8 月 2 8 日
地域創生部交流観光課作成

専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

記

- 1 事故発生日時 令和 6 年 7 月 1 0 日（水） 午前 9 時 3 0 分頃
- 2 事故発生場所 県道 4 0 号酒田松山線
庄内総合支庁建設部大野新田除雪機械格納庫付近
- 3 被害の状況 運転席側ドアミラー等破損
- 4 損害賠償額 8 2, 7 9 7 円
- 5 事故の状況 当方の公用車が、平田地域の所管施設に向かう途中、対向車線に進入してしまっただ際に、相手方車両と接触したもの。
- 6 過失の割合 市 1 0 0 %、相手方 0 %の責任割合とする。

令和6年8月28日
総務部総務課作成

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について

1 概 要

地方自治法の一部を改正する法律の制定（令和6年6月26日公布）により、関係条例を整理するものです。

2 内 容

整理条例において、次の2つの一部改正を行います。

① 酒田市監査委員条例の一部改正（監査委員事務局）

第7条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改めます。

② 酒田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正（上下水道部管理課）

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改めます。

3 施行期日

令和6年9月26日（地方自治法の一部を改正する法律の施行の日）から施行。

令和6年8月28日

総務部総務課作成

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部改正について

1 概 要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童手当法が一部改正され、同法に基づく特例給付が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。

2 内 容

別表第2中、「又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）」を削ります。

3 施行期日

令和6年10月1日（子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行の日）から施行。